及び｛（136,500 円×α）×A＋B－C－D－E｝× 0.982 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

2　法附則第七条の二第二項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

［｛（136,500 円×α）×A｝×β＋B×β－C－D×β－E×β］× 0.982 －F×β＋G

136,500 円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（136,500 円×α）×A、｛（136,500 円×α）×A｝×β、B×β、D×β、E×β及び［｛（136,500 円×α）×A｝×β＋B×β－C－D×β－E×β］× 0.982 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（c＋d）×β＋e＋f｝× 0.985

［略］

3　法附則第七条の二第二項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（A× 0.956）－（B× 0.959）｝×α× 0.982 ＋（C× 1.021）×α＋D× 0.982

A× 0.956、B× 0.959、｛（A× 0.956）－（B× 0.959）｝×α、｛（A× 0.956）－（B× 0.959）｝×α× 0.982、C× 1.021、（C× 1.021）×α及びD× 0.982 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

C　次の算式によつて算定した額

算式

n×o

算式の符号

n　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

n1 ≦ 2,000 のとき　n1 × 0.03

2,000 ＜ n1 ≦ 7,000 のとき　（n1 － 2,000）× 0.08 ＋ 60

7,000 ＜ n1 のとき　（n1 － 7,000）× 0.1 ＋ 460

算式の符号

及び｛（143,100 円×α）×A＋B－C－D－E｝× 0.986 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

2　法附則第七条の二第二項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

［｛（143,100 円×α）×A｝×β＋B×β－C－D×β－E×β］× 0.986 －F×β＋G

143,100 円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（143,100 円×α）×A、｛（143,100 円×α）×A｝×β、B×β、D×β、E×β及び［｛（143,100 円×α）×A｝×β＋B×β－C－D×β－E×β］× 0.986 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（c＋d）×β＋e＋f｝× 1.039

［同左］

3　法附則第七条の二第二項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（A× 1.018）－（B× 1.018）｝×α× 0.986 ＋（C× 1.082）×α＋D× 0.986

（A× 1.018）、（B× 1.018）、｛（A× 1.018）－（B× 1.018）｝×α、｛（A× 1.018）－（B× 1.018）｝×α× 0.986、（C× 1.082）、（C× 1.082）×α及びD× 0.986 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

C　次の算式によつて算定した額

算式

n×o

算式の符号

n　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

n1 ≦ 2,000 のとき　n1 × 0.03

2,000 ＜ n1 ≦ 7,000 のとき　（n1 － 2,000）× 0.08 ＋ 60

7,000 ＜ n1 のとき　（n1 － 7,000）× 0.1 ＋ 460

算式の符号